

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>別紙 2</p> <p>法令遵守規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表 （特定保税承認者・特定保税運送者・認定通関業者用）</p> <p>1 及び 2 （省略）</p> <p>3 税関手続の履行に関する事項</p> <p>(1) 保税蔵置場及び保税工場に関する税関手続</p> <p>特定保税承認者に係る保税蔵置場又は保税工場における貨物管理業務に関し、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階において、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制が整えられているか。</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ 法第 69 条の 11 第 1 項第 1 号から第 4 号まで、第 5 号の 2、第 6 号及び第 8 号から第 10 号までに掲げる貨物（輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限り、<u>同項第 9 号に掲げる貨物にあつては、回路配置利用権のみを侵害するものを除く。</u>）は、保税地域に置かないこと</p> <p>ハ～ヘ （省略）</p> <p>(注) （省略）</p> <p>(2) 特定保税運送に関する税関手続</p> <p>① 特定保税運送者に係る外国貨物又は輸出しようとする貨物の保税地域等からの発送時、運送中、到着時の各段階における貨物管理手続において、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制が整えられているか。</p> <p>イ～ト （省略）</p> <p>② <u>消費税の免税措置の適用を受ける運送に関して作成する請求書の内容が、関税法基本通達 67 の 3-1-9 の(4)の規定に適合することとな</u></p>	<p>別紙 2</p> <p>法令遵守規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表 （特定保税承認者・特定保税運送者・認定通関業者用）</p> <p>1 及び 2 （同左）</p> <p>3 税関手続の履行に関する事項</p> <p>(1) 保税蔵置場及び保税工場に関する税関手続</p> <p>特定保税承認者に係る保税蔵置場又は保税工場における貨物管理業務に関し、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階において、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制が整えられているか。</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ 法第 69 条の 11 第 1 項第 1 号から第 4 号まで、第 5 号の 2 <u>及び</u>第 6 号に掲げる貨物（輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに<u>限る。</u>）は、保税地域に置かないこと</p> <p>ハ～ヘ （同左）</p> <p>(注) （同左）</p> <p>(2) 特定保税運送に関する税関手続</p> <p>特定保税運送者に係る外国貨物又は輸出しようとする貨物の保税地域等からの発送時、運送中、到着時の各段階における貨物管理手続<u>き</u>において、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制が整えられているか。</p> <p>イ～ト （同左）</p> <p><u>(新規)</u></p>

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前															
<p><u>るための手順及び体制が整えられているか。</u></p> <p>(3) (省略)</p> <p>4～13 (省略)</p> <p>〔別紙様式 2〕 法令遵守規則の記載内容等に関するチェックシート</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 150px;"> 特定保税承認者 <input type="checkbox"/> 保税蔵置場 <input type="checkbox"/> 保税工場 </td> <td rowspan="3" style="width: 100px; text-align: center; vertical-align: middle;">○○○社</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 特定保税運送者</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 認定通関業者</td> </tr> </table>				特定保税承認者 <input type="checkbox"/> 保税蔵置場 <input type="checkbox"/> 保税工場	○○○社	<input type="checkbox"/> 特定保税運送者	<input type="checkbox"/> 認定通関業者	<p>(3) (同左)</p> <p>4～13 (同左)</p> <p>〔別紙様式 2〕 法令遵守規則の記載内容等に関するチェックシート</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 150px;"> 特定保税承認者 <input type="checkbox"/> 保税蔵置場 <input type="checkbox"/> 保税工場 </td> <td rowspan="3" style="width: 100px; text-align: center; vertical-align: middle;">○○○社</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 特定保税運送者</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 認定通関業者</td> </tr> </table>				特定保税承認者 <input type="checkbox"/> 保税蔵置場 <input type="checkbox"/> 保税工場	○○○社	<input type="checkbox"/> 特定保税運送者	<input type="checkbox"/> 認定通関業者				
特定保税承認者 <input type="checkbox"/> 保税蔵置場 <input type="checkbox"/> 保税工場	○○○社																		
<input type="checkbox"/> 特定保税運送者																			
<input type="checkbox"/> 認定通関業者																			
特定保税承認者 <input type="checkbox"/> 保税蔵置場 <input type="checkbox"/> 保税工場	○○○社																		
<input type="checkbox"/> 特定保税運送者																			
<input type="checkbox"/> 認定通関業者																			
<p>1 及び 2 (省略)</p> <p>3 税関手続の履行に関する事項</p> <p>(1) 保税蔵置場及び保税工場に関する税関手続</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">審査事項</th> <th style="width: 30%;">自己評価及び実施内容 (実施状況) 等</th> <th style="width: 40%;">税関審査欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 特定保税承認者に係る保税蔵置場又は保税工場における貨物管理業務に関し、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階において、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制が整えられているか。 (注) (省略) </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等	税関審査欄	特定保税承認者に係る保税蔵置場又は保税工場における貨物管理業務に関し、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階において、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制が整えられているか。 (注) (省略)			<p>1 及び 2 (同左)</p> <p>3 税関手続の履行に関する事項</p> <p>(1) 保税蔵置場及び保税工場に関する税関手続</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">審査事項</th> <th style="width: 30%;">自己評価及び実施内容 (実施状況) 等</th> <th style="width: 40%;">税関審査欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 特定保税承認者に係る保税蔵置場又は保税工場における貨物管理業務に関し、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階において、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制が整えられているか。 (注) (同左) </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等	税関審査欄	特定保税承認者に係る保税蔵置場又は保税工場における貨物管理業務に関し、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階において、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制が整えられているか。 (注) (同左)		
審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等	税関審査欄																	
特定保税承認者に係る保税蔵置場又は保税工場における貨物管理業務に関し、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階において、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制が整えられているか。 (注) (省略)																			
審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等	税関審査欄																	
特定保税承認者に係る保税蔵置場又は保税工場における貨物管理業務に関し、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階において、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制が整えられているか。 (注) (同左)																			

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
	イ (省略)	(省略)			イ (同左)	(同左)	
	ロ 法第 69 条の 11 第 1 項第 1 号から第 4 号まで、第 5 号の 2、 <u>第 6 号及び第 8 号から第 10 号まで</u> に掲げる貨物（輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限り、 <u>同項第 9 号に掲げる貨物</u> <u>については、回路配置利用権のみを侵害するものを除く。</u> ）は、保税地域に置かないこと	(省略)			ロ 法第 69 条の 11 第 1 項第 1 号から第 4 号まで、第 5 号の 2 <u>及び第 6 号</u> に掲げる貨物（輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに <u>限る。</u> ）は、保税地域に置かないこと	(同左)	
	ハ～ヘ (省略)	(省略)			ハ～ヘ (同左)	(同左)	
(2) 特定保税運送に関する税関手続				(2) 特定保税運送に関する税関手続			
No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等	税関審査欄	No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等	税関審査欄
①	特定保税運送者に係る外国貨物又は輸出しようとする貨物の保税地域等からの発送時、運送中、到着時の各段階における貨物管理 <u>手続</u> において、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制が整えられているか。				特定保税運送者に係る外国貨物又は輸出しようとする貨物の保税地域等からの発送時、運送中、到着時の各段階における貨物管理 <u>手続</u> において、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制が整えられているか。		
	イ～ト (省略)	(省略)			イ～ト (同左)	(同左)	
②	<u>消費税の免税措置の適用を</u>	(省略)			<u>(新規)</u>	(同左)	

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
	<u>受ける運送に関して作成する請求書の内容が、関税法基本通達 67 の 3-1-9 の(4)の規定に適合することとなるための手順及び体制が整えられているか。</u>						
(3)	(省略)			(3)	(同左)		
4～13	(省略)			4～13	(同左)		